

3 行為の制限に関する事項（景観形成基準）

（１）「景観形成基準」設定の考え方

景観形成基準は、すべての「建築物等」、「開発行為」、「木竹の植栽又は伐採」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」の行為を対象とし、良好な景観形成の推進を目的として定めるものです。ただし、届出は一定規模のものを対象として行います（第５章「２届出対象行為」参照）。

良好な景観形成は、長期的な展望のなかで、一定期間ごとの段階を経て着実に向上させていくことを目指します。そのため景観形成基準は、運用開始後の一定期間は「育成期」と捉え、許容範囲のやや広い「緩やかな基準」とします。また、一定期間の後（例えば１０年毎）に見直しを行い、徐々に基準の充実を図ることとします（発展期からさらに成熟期へ）。

景観形成基準の詳細（下記一覧表の 部の例示に相当）は、運用の細目規定とし別途「基準の手引き」の作成や「景観アドバイザーの助言等」で対応を図ることとします。

重点地区の「新三郷ららシティ地区」と「三郷中央駅地区」は、景観に関連する独自の計画があります。基準の詳細については、下記の建築物等の景観形成基準のほか、これらの計画に沿うものとします。

(2) 主に民間区域の「景観形成基準」

凡例

：「景観形成の共通基準」と同じ

：例示

種別		景観形成の共通基準	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準	
			ときめき景観ゾーン （商業・住居・工業系）	まちなみ景観ゾーン （主に住居系）
景観形成方針			<ul style="list-style-type: none"> ・新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 ・住まい空間においては、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい空間として、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまち並みの育成を図ります。 ・商業施設は、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 ・工業施設は、親しみと潤いのある景観形成を図ります。
建築物等	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。 水辺・公園・シンボル樹、寺社・史跡等の見通し確保 ・道路に面する部分は、ゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 壁面後退と連続性の確保 		
	高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や軒、階、最上部の高さは周辺との連続性に配慮します。 高さの連続性を確保 ・一つの規模が大き過ぎないように配慮します。低層部より上層部を小さく／平面を雁行や長方形、L字形 	特に1及び2階の階高の連続性を確保	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮します。 大壁面の分節／規模の大きなものは低層部より上層部が後退 	大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退	
		<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなどの壁面は、周辺への反射防止に配慮します。 鏡面の仕上・ガラスを避ける 		
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮します。 奇抜なデザインを避ける 	奇抜を避け、魅力的なデザインの創出	
	バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> ・手摺部は建築物等と調和した形態・意匠に配慮します。 本体と形態・仕上げを合わせる／又はガラス等で存在感を薄める 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・物干しや設備機器類が露出しないように配慮します。 見えにくい配置 		
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮します。 本体と形態・仕上げの調和を図る 		

景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準		重点地区の基準	
ゆとり景観ゾーン （市街化調整区域）	駅景観拠点 （商業系）	新三郷ららシティ地区 （商業・住居・工業系）	三郷中央駅地区 （商業・住居系）
・都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。	・駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形成を図ります。	・景観形成コンセプトである“優交の街：イン・ザ・グリーン新三郷”の景観形成を図ります。 「武蔵野操車場跡地における景観計画」参照	・都市デザインの目標である「市民空間の形成～人々が集い、暮し、働き、楽しみ、憩う三郷といえばここ、市民が誇れる場所」の景観形成を図ります。 「三郷市中央地区センターゾーン都市デザインプラン検討報告書」参照
			水辺・公園等に面する部分は開放的な構え 水辺・公園等への敷地内通路の確保
・道路、農地に面する部分は、ゆとりスペースの確保に配慮します。 壁面後退と連続性の確保	壁面後退と連続性の確保／一部溜り空間の確保（歩行空間や賑わい、誘客性）	壁面後退と連続性の確保／一部溜り空間の確保（歩行空間や賑わい、誘客性）	・道路・水辺・公園等に面する部分は、ゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 壁面後退と連続性の確保／半屋外空間を付設／大規模画地は建物の分割
	特に1及び2階の階高の連続性を確保	全体としてスカイラインに配慮／特に1及び2階の階高の連続性を確保	外壁とスカイラインはリズムと調和のある表現を確保／ボリュームの分割・分節・分棟
			ボリュームの分割・分節・分棟
	大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退	大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退	道路・水辺・公園等に面する壁面は開口を十分確保、透明ガラスの活用 外壁とスカイラインはリズムと調和にある表現を確保／自然素材の使用
	奇抜を避け、魅力的なデザインの創出	奇抜を避け、魅力的なデザインの創出	奇抜を避け、魅力的なデザインの創出
			・手摺部は建築物等と調和した形態・意匠、緑化に配慮します。 本体と形態・仕上げを合わせる／又はガラス等で存在感を薄める／緑化する
		見えにくい配置／緑化等	

種 別		景観形成の共通基準	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準	
			ときめき景観ゾーン （商業・住居・工業系）	まちなみ景観ゾーン （主に住居系）
建築物等	建築物等緑化	・屋上や壁面の緑化に配慮します。		
	付帯設備類	・設備機器・配管・ダクト類が露出しないように配慮します。 見えにくい配置 / 又は緑・ルーバー等で遮蔽		
	外構と緑化 （敷地内）	・周辺環境を考慮し、まち並みに連続した緑化に配慮します。 農地や隣地に日陰や落ち葉、樹種等による悪影響を与えないような考慮（以下同じ） 目に付き易い道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽	・周辺環境を考慮し、敷地周りやまち並みに連続した緑化に配慮します。 目に付き易い道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽	・周辺環境を考慮し、敷地周りやまち並みに連続した緑化に配慮します。 目に付き易い道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽
		・周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定に配慮します。 花や紅葉の彩りづくり		
		・周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 外周の生垣 / 舗装面に緑化用ブロックの利用		
	色彩	注) 色彩基準を参照	注) 色彩基準を参照	
	付帯広告物	・付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。 本体とデザイン統一 / 飛び出しを避ける		
	付帯施設	・駐車場、ごみ置き場などは、露出しないように配慮します。		
夜間照明	・光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないように配慮します。 外向けは過度の設置を避ける	外向けは過度の設置を避ける		
	・夜間景観の魅力づくりに配慮します。	ライトアップやショーウインドウの活用		
開発行為 （切土、盛土の高さ、法面・擁壁の勾配・緑化）	・切土、盛土の高さや法面・擁壁勾配は周辺の景観との調和、緑化に配慮します。			
木竹の植栽又は伐採	・シンボル等となる樹木は、保全や移植に配慮します。 屋敷林、ランドマークとなる樹木			
	・植栽は、周辺の緑との連続性、地域の植生や生物の生息、四季の変化等に配慮します。			
	・樹木の伐採は、必要最小限に抑えるとともに、道路沿いを避けることに配慮します。			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 （配置、高さ、積み上げ方、緑化・遮蔽）	・出入口の幅は、必要最小限に抑えます。			
	・集積や貯蔵は、周辺から目立たないようにし、高さに配慮します。 周囲を生垣や障壁等で遮蔽			

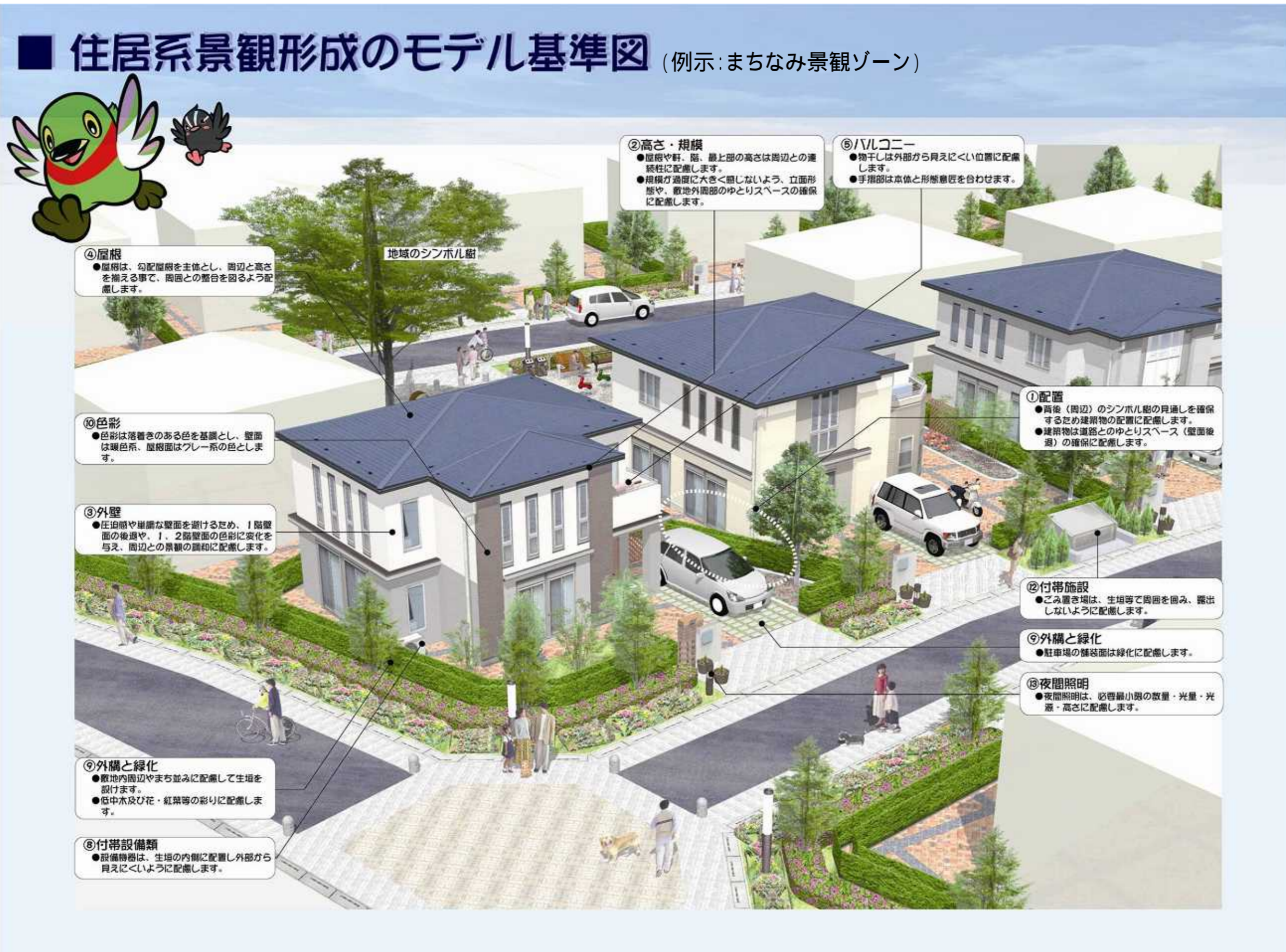
景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準		重点地区の基準	
ゆとり景観ゾーン （市街化調整区域）	駅景観拠点 （商業系）	新三郷ららシティ地区 （商業・住居・工業系）	三郷中央駅地区 （商業・住居系）
<p>・周辺環境を考慮し、敷地周りやまち並みに連続した緑化に配慮します。 道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽</p>	道路沿いに低・中・高木類の植栽	<p>・周辺環境を考慮し、まち並みに連続した緑化に配慮します。住居施設の敷地周りの緑化に配慮します。 目に付き易い道路沿いに低・中・高木類の植栽 / 住居施設は生垣又は中・高木類の植栽</p>	<p>・周辺環境を考慮し、まち並みに連続した緑化に配慮します。住居施設の敷地周りの緑化に配慮します。 半屋外空間を連続して緑化 / 中木以上のテーマ木の植栽 / 住居施設は生垣又は低・中・高木類の植栽</p>
<p>・周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定や、低・中・高木類の調和に配慮します。 花や紅葉の彩りづくり</p>			
		外周の生垣 / 舗装面に一部芝生や緑化用ブロックの利用	
注) 色彩基準を参照			
			屋上看板の禁止 / 過度に目立つ形態・色彩の禁止 / 建築等本体とデザイン統一
		マウンド及び直栽等による処理	緑で修景
農地側は避ける / 外向けは過度の設置を避ける			
	ライトアップやショーウィンドウの活用	ライトアップやショーウィンドウの活用	ライトアップやショーウィンドウの活用

(3) 主に公共区域の「景観形成基準」凡例 : 「景観形成の共通基準」と同じ : 例示 - : 対象外

種別	景観計画区域(景観ゾーン・軸・拠点)の基準			
	みず・みどり 景観ゾーン (水辺・緑地系)	水辺 景観軸 (水辺系)	道路・鉄道 景観軸 (道路・鉄道系)	みず・みどり レクリエーション 景観拠点 (水辺・緑地系)
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> 水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接するゾーンや軸、拠点との調和に配慮した景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成を図ります。 また、パブリックデザインに配慮した景観形成を図ります。 ストリートファニチャー等のデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤いのある景観形成を図ります。
建築物等	配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。 水辺・シンボル樹、寺社・史跡等の見直し確保 道路、水辺とのゆとりスペースの確保に配慮します。 壁面後退 		
	高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 屋根や軒、階、最上部の高さは周辺に配慮します。 できるだけ低く 一つの規模が大き過ぎないように配慮します。 低層部より上層部を小さく 		
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮します。 大壁面の分節/規模の大きなものは低層部より上層部が後退 金属やガラスなどの壁面は、周辺への反射防止に配慮します。 鏡面の仕上・ガラスを避ける 		
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮します。 奇抜なデザインを避ける 		
	バルコニー			
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮します。 本体と形態・仕上げを合せる 		
	建築物等緑化	<ul style="list-style-type: none"> 屋上や壁面の緑化に配慮します。 		
	付帯設備類	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器・配管・ダクト類が露出しないように配慮します。 見えにくい配置/又は緑、ルーバー等で遮蔽 		
	外構と緑化(敷地内)	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境を考慮し、敷地周りの緑化に配慮します。 農地や隣地に日陰や落ち葉、樹種等による悪影響を与えないような考慮(以下同じ)/目に付き易い道路沿いに低・中・高木類の植栽 周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定に配慮します。 花や紅葉の彩りづくり 周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 外周の生垣/舗装面に緑化用ブロックの利用 		
	色彩	注) 色彩基準を参照		
	付帯広告物	<ul style="list-style-type: none"> 付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。 本体とデザイン統一/飛び出しを避ける 		
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、ごみ置き場などは、露出しないように配慮します。 		
	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> 光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないように配慮します。 外向けは過度の設置を避ける 		
開発行為 (切土、盛土の高さ、法面・擁壁の勾配・緑化)	<ul style="list-style-type: none"> 切土、盛土の高さや法面・擁壁勾配は周辺の景観との調和、緑化に配慮します。 			
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> シンボル等となる樹木は、保全や移植に配慮します。 緩衝緑化、ランドマークとなる樹木 植栽は、周辺の緑との連続性、地域の植生や生物の生息、四季の変化等に配慮します。 樹木の伐採は、必要最小限に抑えるとともに、道路沿いを避けることに配慮します。 			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (配置、高さ、積み上げ方、緑化・遮蔽)				

(4) モデル基準図

住居系景観形成のモデル基準図



商業系景観形成のモデル基準図 (例示: 駅景観拠点等)



⑦ 建築等緑化
● 屋上の休憩スペース面りや、一部低層部の壁面緑化に配慮します。

③ 外壁
● 外壁は単調な壁面を避け、前後の壁面分節や色彩の変化に配慮します。

⑧ 付帯設備類
● 設備類はルーバー等で遮蔽し、外部から見えにくいよう配慮します。

② 高さ・規模
● 路高を揃え、屋根部のスカイラインをなだらかな曲線系とし、周辺との連続性に配慮します。

④ 屋根・屋上
● 屋根は、勾配屋根と陸屋根とし、周辺との調和に配慮します。

⑤ バルコニー等
● 手すり部は、建築物と形態意匠を合わせるように配慮します。
● 物干し、室外機は外部から見えにくい配置に配慮します。

⑩ 色彩
● 色彩は、前部建築物は暖かいのある色とし、後部は落ち着いた色を基調とします。また、外壁及び屋根とも調色系とします。

⑨ 外構と緑化
⑫ 付帯施設
● 駐車場は、露出しないように周辺に生垣を設けると共に、舗装面は緑化に配慮します。

⑬ 夜間照明
● 外部へは、必要以上の照明を避け、過度の光量、光害とならないよう配慮します。

⑥ 屋外階段
● 屋外階段は、建築物本体と調和した形態・意匠に配慮します。

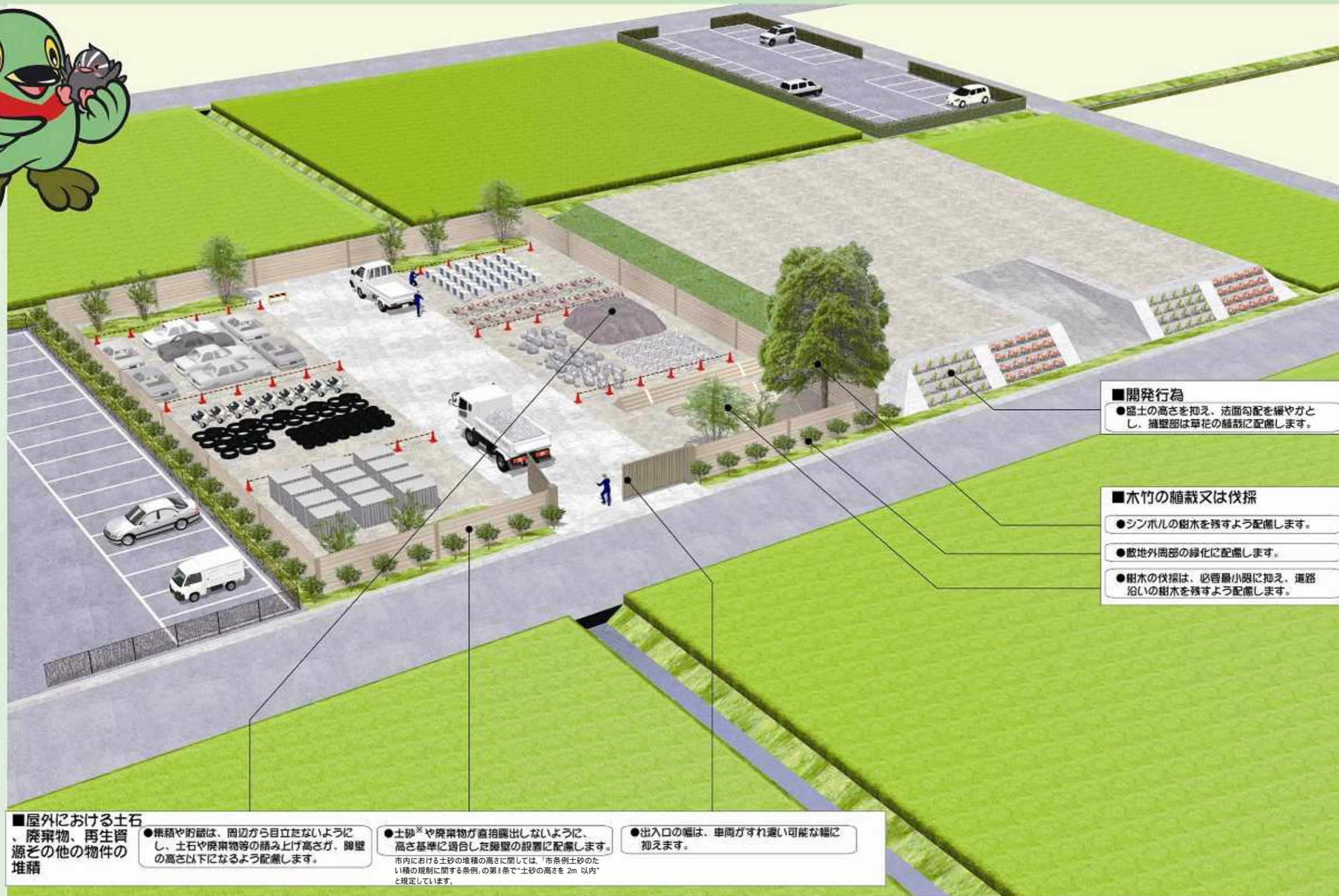
① 配置
● 建築物は、道路とのゆとりスペース（壁面後退）を確保し、前部と後部建築物の壁面位置はまち並みの連続性に配慮します。

④ 外構と緑化
● 道路沿いの高木や建築物の足元に、低木を植栽し、まち並みに連続した緑化に配慮します。

⑭ 夜間照明
● ガラス面を多くし、ショーウィンドウに明かりを灯す事により、夜間景観の魅力つくりを配慮します。

⑪ 付帯広告物
● 付帯する広告物は位置や大きさを揃え、魅力ある色彩に配慮します。

■ 物件の堆積等景観形成のモデル基準図



■ 開発行為
 ●盛土の高さを抑え、法面勾配を緩やかとし、擁壁部は草花の植栽に配慮します。

■ 木竹の植栽又は伐採
 ●シンボルの樹木を残すよう配慮します。
 ●敷地外周部の緑化に配慮します。
 ●樹木の伐採は、必要最小限に抑え、道路沿いの樹木を残すよう配慮します。

■ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 ●集積や貯蔵は、周辺から目立たないようにし、土石や廃棄物等の積み上げ高さが、隣壁の高さ以下になるよう配慮します。

●土砂^{*}や廃棄物が直拍露出しないように、高さ基準に適合した擁壁の設置に配慮します。
市内における土砂の堆積の高さに関しては、「市条例土砂のたまり積の規制に関する条例」の第8条で「土砂の高さを2m以内」と規定しています。

●出入口の幅は、車両がすれ違い可能な幅に抑えます。

(5) 色彩基準

1) 色彩基準の考え方

色彩基準の相関方針

下記の図表は、「A住居・自然系等と商業系の相関」、「B重点地区の相関」、「C屋根と壁の相関」、「D寒色系と暖色系の相関」を表したものです。

色彩基準	狭い範囲 (きびしい)	広い範囲 (ゆるやか)
A 住居・自然系等と商業系の相関	<p>住居・自然系等が主となる地区の色彩基準 (まちなみ景観、ゆとり景観、みず・みどり景観ゾーン/水辺、道路・鉄道景観軸/みず・みどりレクリエーション景観拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン等の「落ち着き」や「潤い」、「親しみ」の方針に沿うため、色彩基準は『狭い』範囲をめざす。 	<p>商業系が主となる地区の色彩基準 (ときめき景観ゾーン/駅景観拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン等の「ゆとり」や「賑わい」、「憩い」の方針に沿うため、色彩基準は『広い』範囲をめざす。
	<p>住居・自然系等が主となる地区</p>	<p>商業系が主となる地区</p>

色彩基準	狭い範囲 (きびしい)	広い範囲 (ゆるやか)
B 重点地区の相関	<p>重点地区の色彩基準 (重点地区(新三郷ららシティ地区、三郷中央駅地区/候補地区を含む))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点地区の「落ち着き」や「潤い」、「親しみ」と「ゆとり」や「賑わい」、「憩い」の方針に沿うため、色彩基準は『幅広い』範囲をめざす。 	
	<p>重点地区</p>	

色彩基準	狭い範囲 (きびしい)	広い範囲 (ゆるやか)
------	----------------	----------------

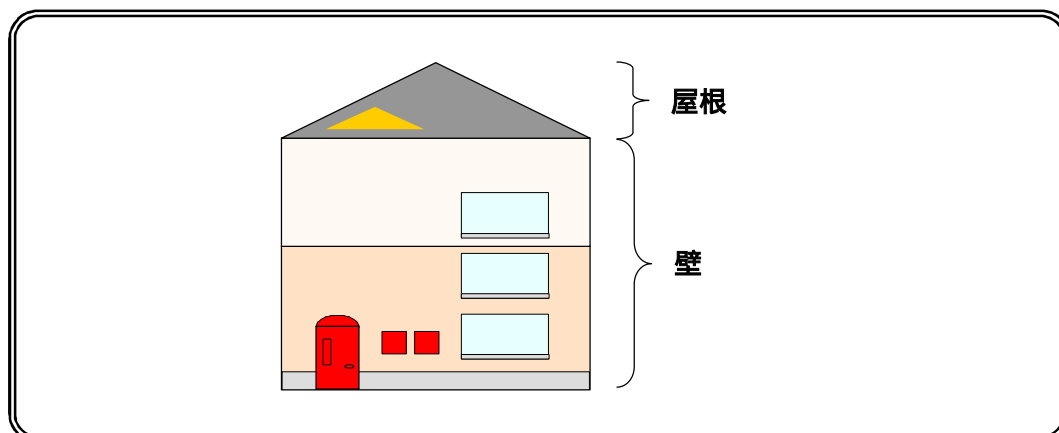
C 屋根と壁の 相関	<p>屋根と壁の色彩基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に屋根に対して壁の明度が『広い』傾向にあるため、色彩基準は次図の範囲をめざす。

色彩基準	狭い範囲 (きびしい) ←————→ 広い範囲 (ゆるやか)		
D 寒色系と 暖色系の 相関	<p>寒色系と暖色系の色彩基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に寒色系に対して暖色系の彩度が『広い』傾向にあるため、色彩基準は次図の範囲をめざす。 		
	壁		
	屋根		

色彩基準の部位や基調色及び強調色の設定

(イ) 色彩基準の部位

次の図に示す部分を「屋根」または「壁」とします。



(ロ) 基調色と強調色の定義

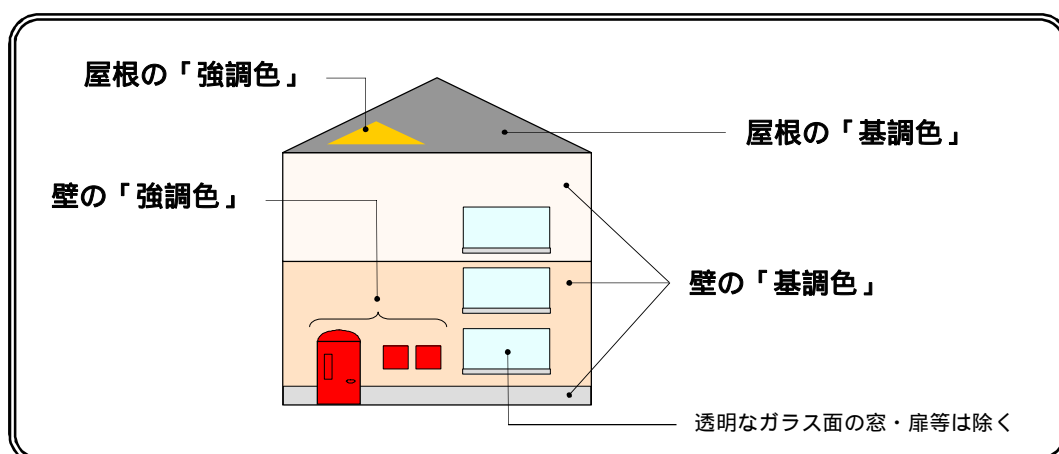
「基調色」及び「強調色」の定義は、次に示すとおりです。

イ．基調色は、壁または屋根全体の大きな面積（下記表参照）を占める色彩をいいます。基調色は建築物のイメージづけを行うことができます。

ロ．強調色は、壁または屋根全体の小さな面積（下記表参照）を占める色彩をいいます。強調色は建築物の特徴や個性を高めることができます。

ハ．イ及びロの色彩面積は、透明なガラス面の窓・扉等を除く。

区分	基調色	強調色
住居・自然系等	9 / 10 以上	1 / 10 未満
商業系	8.5 / 10 以上	1.5 / 10 未満



(ハ) 色彩基準の特例

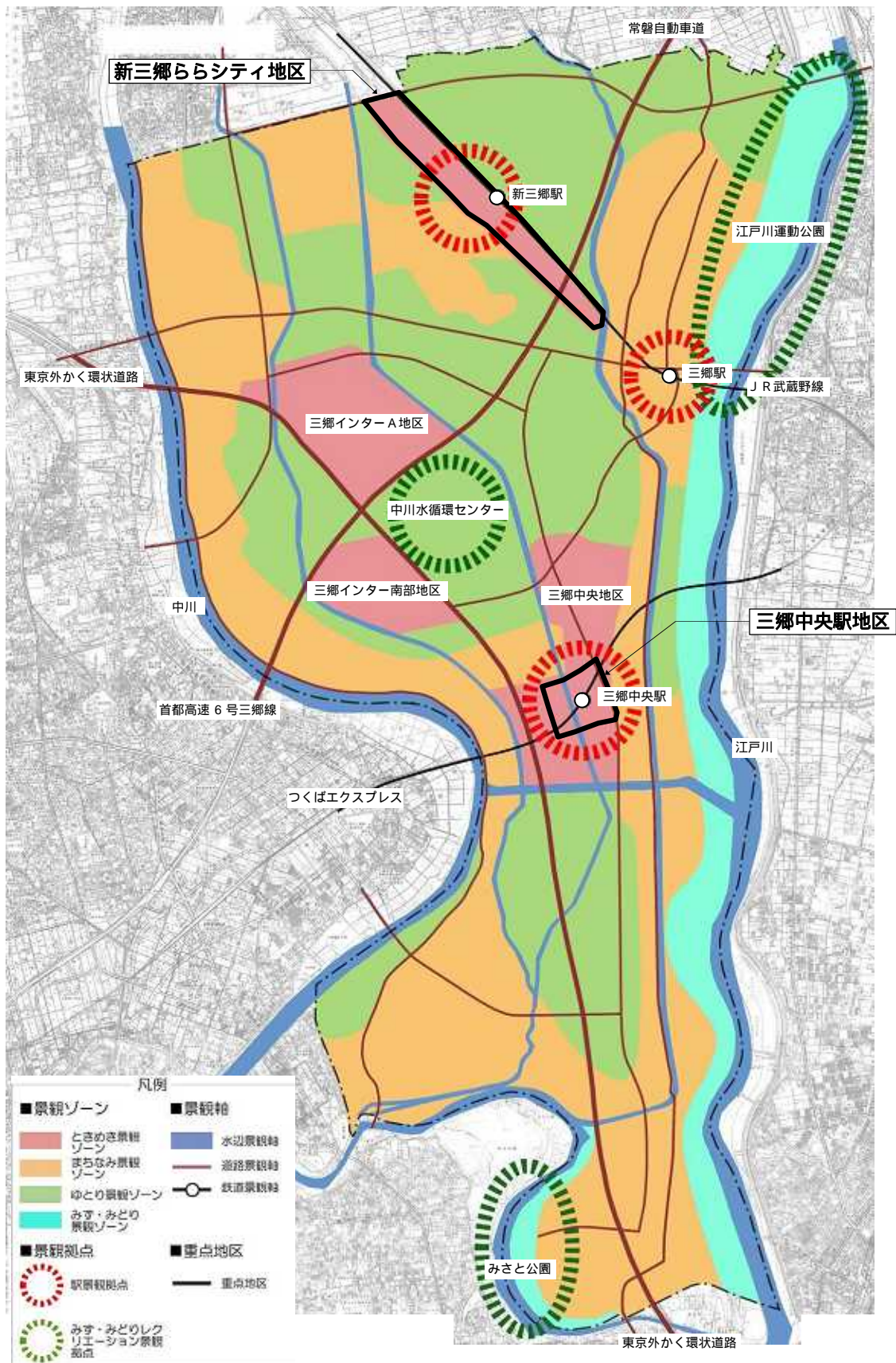
次に示す色彩は、基調色または強調色の基準に係わらず使用できるものとします。

イ．木、石、土等、及びこれらに類するものの色彩

ロ．その他、景観行政団体が認めた色彩

2) 色彩基準の設定

対象地区図

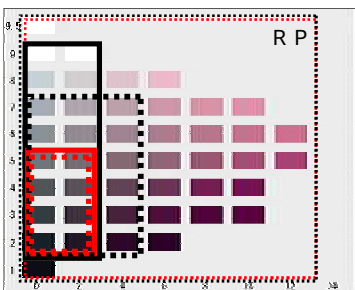
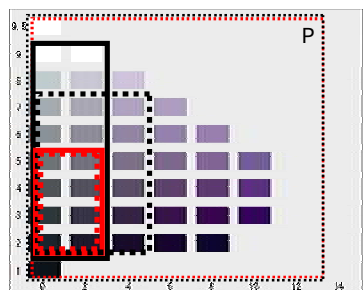
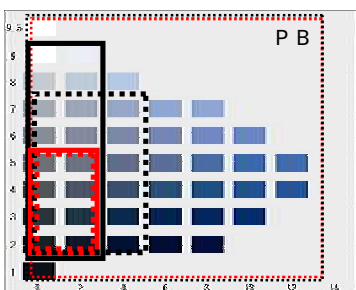
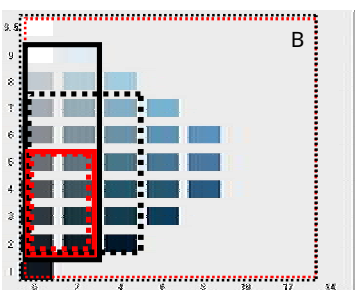
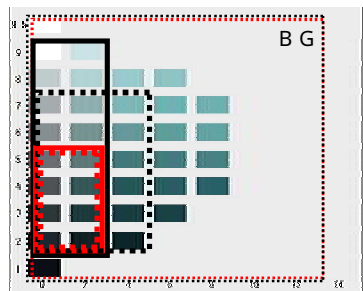
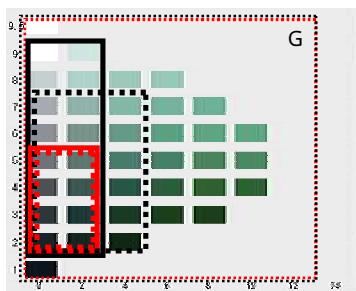
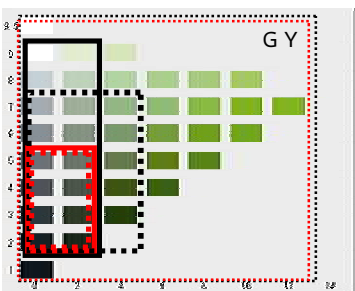
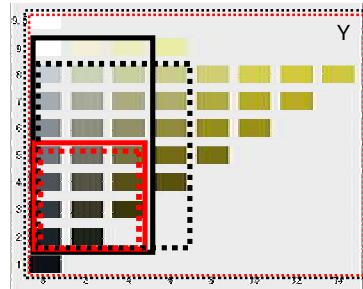
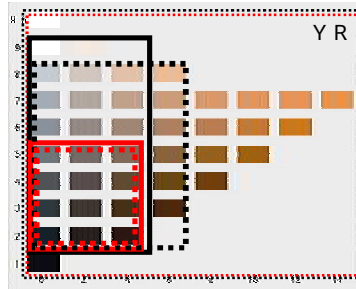
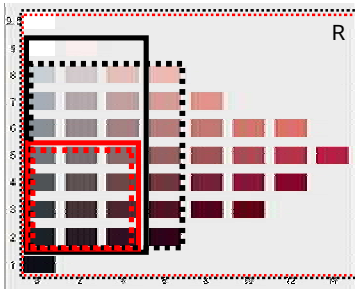


住居・自然系等が主となる地区の色彩基準の設定

(まちなみ景観ゾーン、ゆとり景観ゾーン、みず・みどり景観ゾーン / 水辺景観軸、道路・鉄道景観軸 / みず・みどりレクリエーション景観拠点)

外壁及び屋根の基調色と強調色 (使用可能な範囲)

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	外壁	2 ~ 9	4 以下	1 ~ 9.5	14 以下
	屋根	2 ~ 5	4 以下		
GY (黄緑) G (緑) BG (青緑) B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)	外壁	2 ~ 9	2 以下	1 ~ 9.5	12 以下
	屋根	2 ~ 5	2 以下		
N (無彩色)	外壁	2 ~ 9	-	-	-
	屋根	2 ~ 5			



囲い込み線の凡例

色彩基準

- 黒い実線枠: 基調色壁
- 赤い実線枠: 基調色屋根

市民懇談会の集約結果

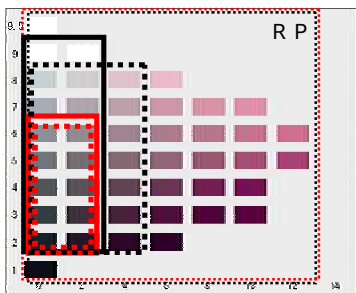
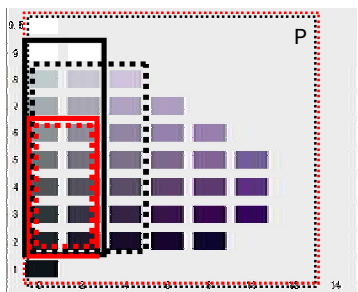
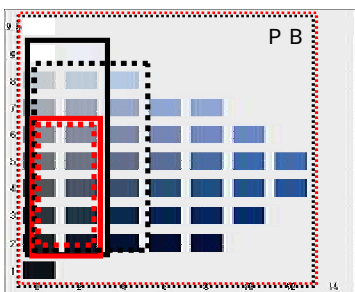
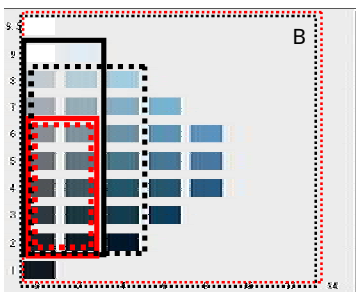
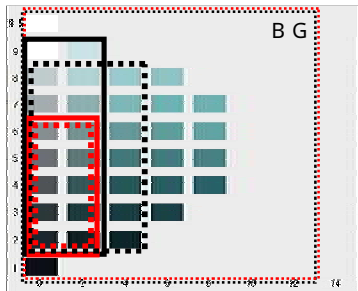
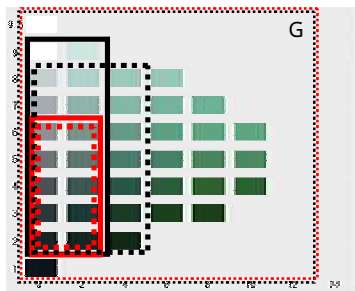
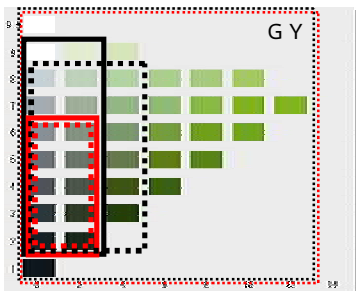
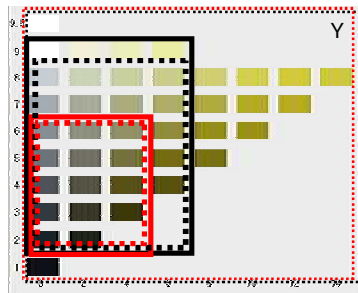
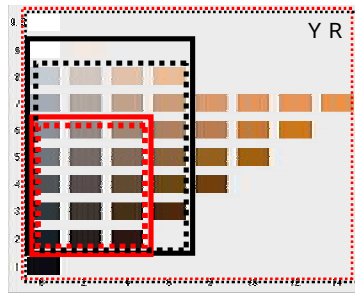
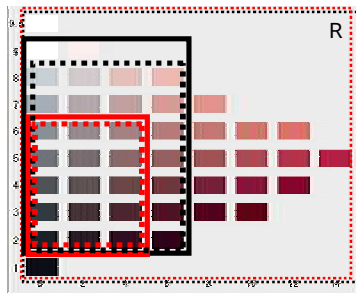
- 黒い点線枠: 強調色壁
- 赤い点線枠: 強調色屋根
- 黒い点線枠: 基調色壁
- 赤い点線枠: 基調色屋根

商業系が主となる地区の色彩基準の設定

(ときめき景観ゾーン/駅景観拠点)

外壁及び屋根の基調色と強調色(使用可能な範囲)

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
R (赤) YR (橙) Y (黄)	外壁	2 ~ 9	6 以下	1 ~ 9.5	14 以下
	屋根	2 ~ 6	4 以下		
GY (黄緑) G (緑) BG (青緑) B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)	外壁	2 ~ 9	2 以下	1 ~ 9.5	12 以下
	屋根	2 ~ 6	2 以下		
N (無彩色)	外壁	2 ~ 9		1 ~ 9.5	12 以下
	屋根	2 ~ 6			



囲い込み線の凡例

色彩基準

市民懇談会の集約結果

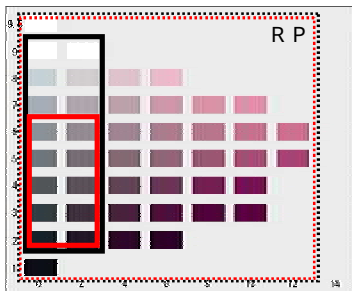
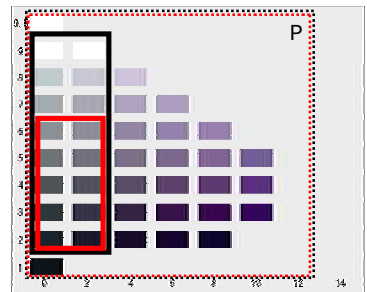
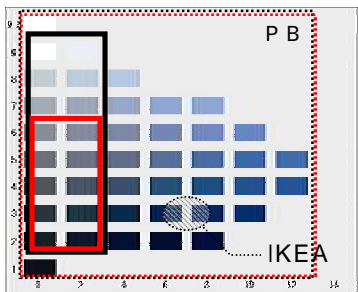
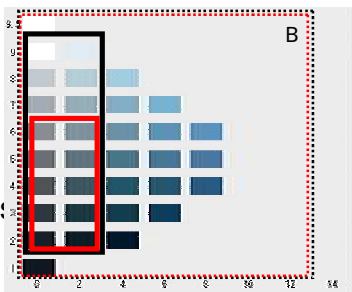
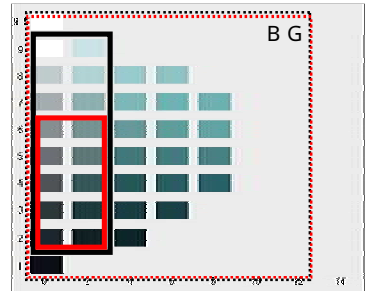
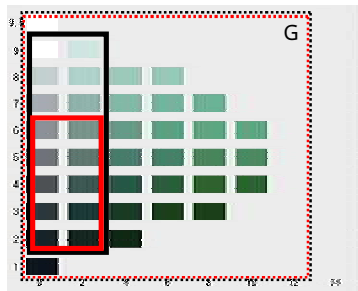
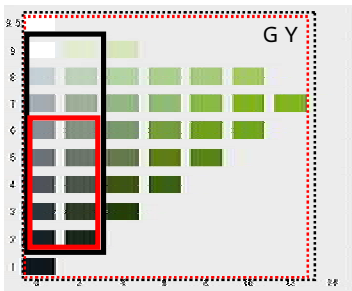
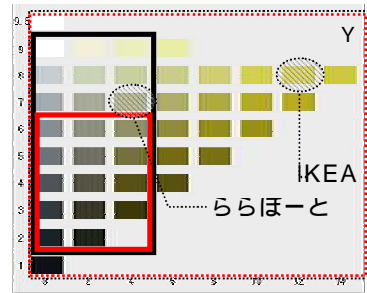
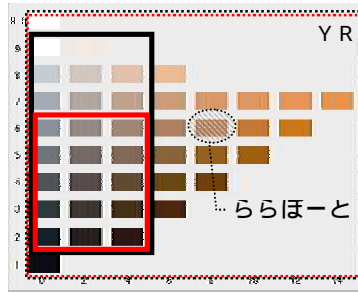
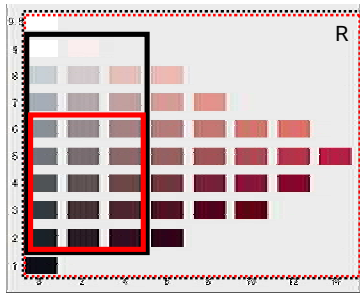
: 基調色壁	: 強調色壁	: 基調色壁
: 基調色屋根	: 強調色屋根	: 基調色屋根

重点地区の色彩基準の設定

(イ) 新三郷ららシティ地区 ~ 商業・住居・工業系 ~

外壁及び屋根の基調色と補助色と強調色（使用可能な範囲）

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
R (赤)	外壁	2 ~ 9	4 以下	1 ~ 9.5	14 以下
YR (橙)	屋根	2 ~ 6	4 以下		
Y (黄)	屋根	2 ~ 6	4 以下	1 ~ 9.5	12 以下
GY (黄緑)	外壁	2 ~ 9	2 以下		
G (緑)					
BG (青緑)	屋根	2 ~ 6	2 以下		
B (青)					
PB (青紫)					
P (紫)					
RP (赤紫)	外壁	2 ~ 9			
N (無彩色)					



囲い込み線の凡例

色彩基準

- : 基調色壁
- : 強調色壁
- : 基調色屋根
- : 強調色屋根

備考

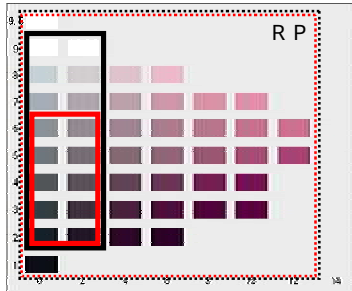
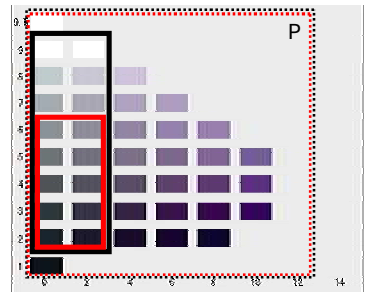
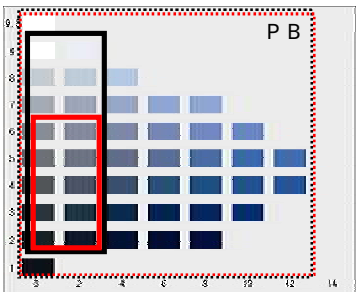
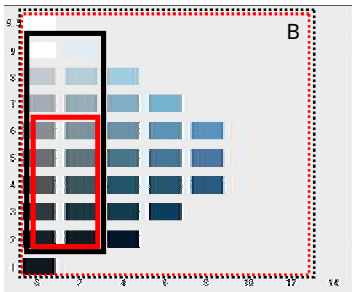
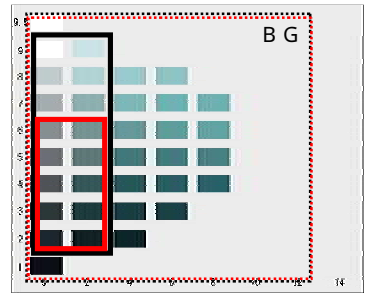
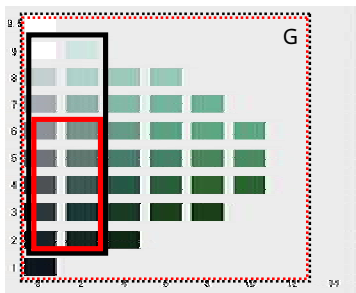
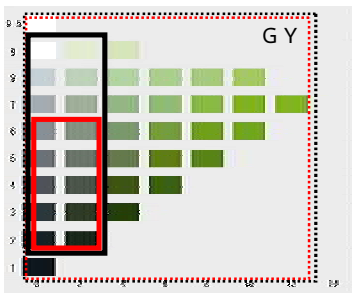
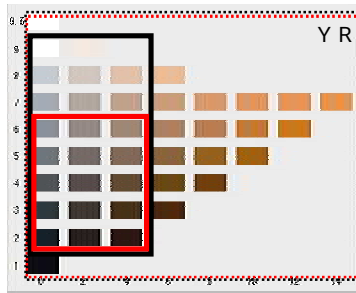
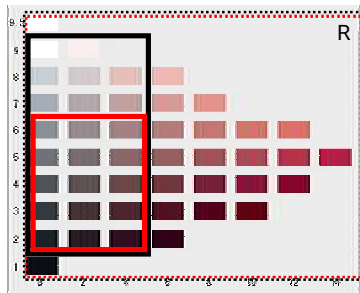
ららほーと新三郷
 外壁 : (2.5Y7 / 4)
 : (5YR6 / 8) *
 IKEA 新三郷
 外壁 : (5PB3 / 7) *
 : (5Y8 / 12) *

* 画像計測

(口) 三郷中央駅地区 (センターゾーン) ~ 商業・住居系 ~

外壁及び屋根の基調色と強調色 (使用可能な範囲)

1色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
R (赤) YR (橙) Y (黄)	外壁	2 ~ 9	4 以下	1 ~ 9.5	14 以下
	屋根	2 ~ 6	4 以下		
GY (黄緑) G (緑) BG (青緑) B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)	外壁	2 ~ 9	2 以下	1 ~ 9.5	12 以下
	屋根	2 ~ 6	2 以下		
N (無彩色)	外壁	2 ~ 9			
	屋根	2 ~ 6			



囲い込み線の凡例

色彩基準

: 基調色壁 : 強調色壁
 : 基調色屋根 : 強調色屋根

第6章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号)

地域の特徴や優れた景観を有し、多くの地域住民及び市民に親しまれている建造物（建築物、工作物）または樹木は、地域の景観形成を推進していく上で核となる重要な景観資源であり、これらの景観の保全と維持を図ることが必要となります。

景観法に基づいて景観重要建造物または景観重要樹木の指定を行う方法は、景観の保全と維持を図るための有効な手法の一つです。そのため、これらの指定のための方針を次のとおり設定します。

1 景観重要建造物の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、次の要件を有する建造物は、当該建造物の所有者より指定の同意を得て景観重要建造物に指定できるものとします。

地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。
当該建造物の形態意匠等が優れているもの。
多くの地域住民や市民に親しまれているもの。

2 景観重要樹木の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、次の要件を有する樹木は、当該樹木の所有者より指定の同意を得て景観重要樹木に指定できるものとします。

地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。
当該樹木の樹種や樹形、規模等が優れ、ランドマークとなっているもの。
多くの地域住民や市民に親しまれているもの。

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号）

屋外広告物は、特定の施設等の案内や位置の表示、または留意事項の説明等を行う機能を有しています。

しかしながら、過度の規模や形態意匠、色彩、数量、不適切な配置等の広告物は、かえってその機能を損ねる場合もあり、良好な景観を形成する上で阻害要因ともなりかねません。したがって、一定の誘導等の基準を定めることが必要となります。

屋外広告物については、すでに埼玉県屋外広告物条例に基づき誘導等を行っていますが、建築物等に付帯する広告物は、建築物等と一体的に誘導することが望ましいと考えます。

そのため次のような考えに基づいて、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。

建築物等に付帯する広告物は、景観計画の「建築物等の景観形成基準」に基づき、その他の広告物は、「埼玉県屋外広告物条例」を適切に運用することとします。

また、三郷市の景観特性に基づく屋外広告物の誘導等を行うため、必要に応じて「三郷市独自の屋外広告物条例」制定の検討を行うものとします。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第5号）

三郷市の景観の特徴を示す河川や公園、道路、または公共建築物等は、三郷市の景観形成を推進していく上で重要な景観資源となります。また、これら公共施設の整備については、行政自らが良好な景観形成に向けて先導的な役割を果たすことが必要となります。

そのため、景観法に基づいた景観重要公共施設として位置づけるとともに、整備及び占用許可等の基準を踏まえた景観形成を進めることができるものとします。

1 景観重要公共施設の位置づけ

次の要件を有する公共施設は、景観重要公共施設に位置づけることができるものとします。

優れた景観の骨格を構成しているもの。
地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。
当該公共施設の規模、形態意匠等が優れているもの。
多くの地域住民や市民に親しまれているもの。
適切な維持管理が行われるもの。

2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等に関する考え方

景観重要公共施設は、次の景観指針に基づいて景観形成の整備及び占用許可等を行うこととし、その指針の詳細は公共施設景観ガイドラインで定めるものとします。

景観形成の目指すべき方向づけを定めること。
河川や公園、道路、公共建築物等、個別の技術指針を踏まえていること。
パブリックデザイン等の基本的な方針を踏まえていること。
色彩及び緑化手法の技術指針を踏まえていること。
サイン等の技術指針を踏まえていること。

第9章 景観形成の推進方策

景観形成を推進するためには、行為の制限のほか、行政自らが推進すべきことや市民等の参加・協力を得るための方策が必要です。そのため長期的な視点に立って、次のような推進方策を行っていくものとします。

公共事業は、景観形成において先導的な役割を果たすことが重要です。公共事業の良好な景観整備を促進するためには誘導基準が有効となります。そのため、公共事業景観ガイドラインの作成を行います。

市民等が行う景観まちづくり活動について、支援策の検討を行います。 景観まちづくり活動組織の登録と活動支援

市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討を行います。 景観啓発リーフレット類の作成、景観賞の検討、研修会等の開催